青森県報

第三千三百七十五号
平成二十三年四月十三日（水曜日）

目次

告示

○障害福祉サービス事業者の指定……（障害福祉課）…一
○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地変更の届出……（同）…二
○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……（同）…二
○証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……（会計管理課）…二

公告

○政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……（総務学事課）…三
○大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……（経営支援課）…三

議会

○公印の廃止……（総務課）…三

公安委員会

○警備員指導教育責任者講習（新規取得講習）の実施……（生活安全企画課）…三
○警備員指導教育責任者講習（追加取得講習）の実施……（同）…五

告示

青森県告示第三百五十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年四月十三日

青森県知事　三村申吾

指定障害福祉サービス事業者		障害福祉サービスを行う事業所			
名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
医療法人松平病院	八戸市大字新井田字出口平一七	就労継続支援Ｂ型	多機能型サービス事業所ポックル・エ	八戸市大字新井田字出口平三二の二	平成三・三・三
医療法人松平病院	八戸市大字新井田字出口平一七	自立訓練（生活訓練）	多機能型サービス事業所ポックル・エ	八戸市大字新井田字出口平三二の二	〃
医療法人松平病院	八戸市大字新井田字出口平一七	就労移行支援	多機能型サービス事業所ポックル・エ	八戸市大字新井田字出口平三二の二	〃
医療法人松平病院	八戸市大字新井田字出口平一七	共同生活援助	グループホームエポックル・	八戸市大字新井田字出口平三二の二	〃
医療法人松平病院	八戸市大字新井田字出口平一七	共同生活援助	グループホームエルワイス	八戸市大字新井田字出口平一八	〃
医療法人松平病院	八戸市大字新井田字出口平一七	就労継続支援Ｂ型	指定障害福祉サービス事業所ドッグガーデン茶居花	八戸市大字新井田字出口平三六の一	〃
医療法人松平病院	八戸市大字新井田字出口平一七	就労継続支援Ｂ型	指定障害福祉サービス事業所カフェレストラン茶居花	八戸市大字新井田字出口平三二の二	〃

社会福祉法人慈泉会	八戸市大字湊町字上中道二の七	就労継続支援Ｂ型	大輪	八戸市大字湊町字上中道二の七	三・三・三〇
特定非営利活動法人そよかぜ	八戸市大字長苗代字幕ノ内九の二	共同生活援助	グループホームビックママ	八戸市大字長苗代字幕ノ内九の二	三・四・一
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	居宅介護	ニチイケアセンターなんぶ	三戸郡南部町大字沖田面字土城後二八の一テナントメグ一階三号室	〃
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	重度訪問介護	ニチイケアセンターなんぶ	三戸郡南部町大字沖田面字土城後二八の一テナントメグ一階三号室	〃
社会福祉法人ぶさん会	八戸市根城九丁目一八の二三	就労継続支援Ｂ型	ワーク柿の木苑	八戸市根城九丁目二四の一〇	〃

青森県告示第三百五十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十三年四月十三日

青森県知事　三　村　申　吾

区分						
指定障害福祉サービス事業者			障害福祉サービス事業を行う事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地		
社会福祉法人豊寿会	八戸市大字妙字分枝二七の一	生活介護	アネックス妙光園	八戸市青葉三丁目二の二四	八戸市根城四丁目六の二四	平成二三・三・一

変更前	変更後
社会福祉法人のぐみち福祉会	社会福祉法人豊寿会
むつ市大字奥内字大室平九一の一	八戸市大字長苗代字幕ノ内九の二
共同生活援助	共同生活援助
グループホームまわり荘陽	グループホームビックママ
むつ市新町七の四三	八戸市大字湊町字上中道二の七
むつ市小川町二丁目三の三	八戸市根城九丁目一八の二三
二三・二・一	二三・四・一

青森県告示第三百五十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十三年四月十三日

青森県知事　三　村　申　吾

指定障害福祉サービス事業者		障害福祉サービス事業を行う事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人和晃会	五所川原市大字唐笠柳字村崎二四二	知的障害者授産施設晃園（通所）八	五所川原市大字唐笠柳字村崎二四二	平成二三・二・二六
	障害福祉サービスの種類	知的障害者通所授産施設		

青森県告示第三百五十七号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十三年三月二十八日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年四月十三日

青森県知事　三　村　申　吾

売りさばき人の住所及び名称

青森市造道三丁目二五の一

青森食品衛生協会

公　告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成二十三年一月から同年三月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成二十三年四月十三日

青森県知事　三　村　申　吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年四月十三日

青森県知事　三　村　申　吾

一　大規模小売店舗の名称及び所在地
　（仮称）七戸ショッピングセンター
　上北郡七戸町字荒熊内六七の七〇外
二　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
　イオンリテール株式会社
　千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一
　代表取締役社長　村井正平
三　意見の概要
　県の意見なし
四　意見書の縦覧
　1　場所
　　青森県商工労働部経営支援課及び七戸町役場
　2　期間
　　平成二十三年四月十三日から同年五月十三日まで
　3　時間
　　午前八時三十分から午後五時十五分まで
　　ただし、七戸町役場にあっては、その執務時間内とする。

議　会

青森県議会告示第三号

平成二十三年三月三十一日、次の表に掲げる公印を廃止したので、青森県議会事務局処務規程（昭和四十七年三月青森県議会訓令第一号）第十一条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月十三日

青森県議会議長　長　尾　忠　行

公印の名称	印影
青森県議会事務局図書室長印	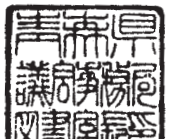

公安委員会

青森県公安委員会告示第四十二号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）を次

のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第二条の規定により公示する。

平成二十三年四月十三日

青森県公安委員会委員長　加　福　善　貞

一　講習の区分
法第二条第一項第二号に規定する警備業務に係る新規取得講習
二　実施期間及び実施時間
平成二十三年五月三十日（月）から同年六月六日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後四時五十五分まで
三　実施場所
青森市問屋町一丁目一〇の一〇　青森市はまなす会館
四　受講定員
十五人（予定）
五　受講対象者
受講申込日において、次のいずれかに該当する者とする。
1　最近五年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
2　警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
3　検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
4　検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
5　旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
六　受講申込みの手続
1　受講申込みの受付期間等
㈠　受付期間
平成二十三年四月二十五日（月）から同年五月六日（金）までの間（土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）
㈡　受付時間
午前九時から午後五時までの間
㈢　受付の締切り
受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。
2　受講申込書の受付場所
青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課
3　申込方法
六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。
4　受講申込みの書類
講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉をはり付けること。）一通に、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。
㈠　五の1に該当する者は、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
㈡　五の2に該当する者は、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し
㈢　五の3に該当する者は、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
㈣　五の4に該当する者は、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し

㈤　五の５に該当する者は、旧二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し及び警備業務従事証明書

５　受講手数料

受講手数料三万八千円を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七　講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八　その他

１　講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

２　受講者は、筆記用具を持参すること。

九　受講申込みに関する問合せ先

１　青森県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話〇一七―七二三―四二一一内線三〇四五

２　青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第四十三号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（法第二十二条第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第二条の規定により公示する。

平成二十三年四月十三日

青森県公安委員会委員長　加　福　善　貞

一　講習の区分

法第二条第一項第二号に規定する警備業務に係る追加取得講習

二　実施期間及び実施時間

平成二十三年六月二日（木）から同年六月六日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後四時まで

三　実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇　青森市はまなす会館

四　受講定員

六人（予定）

五　受講対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

１　最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

２　警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

３　検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

４　検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

５　旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六　受講申込みの手続

１　受講申込みの受付期間等

㈠　受付期間

平成二十三年四月二十六日（火）から同年五月六日（金）までの間（土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）

に規定する休日を除く。）

㈡　受付時間

午前九時から午後五時までの間

㈢　受付の締切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2　受講申込書の受付場所

青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3　申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4　受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉をはり付けること。）一通及び既に交付を受けている当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

㈠　五の1に該当する者は、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

㈡　五の2に該当する者は、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し

㈢　五の3に該当する者は、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

㈣　五の4に該当する者は、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し

㈤　五の5に該当する者は、旧二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5　受講手数料

受講手数料一万四千円を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七　講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八　その他

1　講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2　受講者は、筆記用具を持参すること。

九　受講申込みに関する問合せ先

1　青森県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話〇一七―七二三―四二一一内線三〇四五

2　青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青　森　県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚ニ付十五円一銭